

政治分野における ハラスメント防止研修教材の作成について

2022年1月13日
内閣府男女共同参画局

1. ハラスメント研修教材の作成に当たって

○研修教材の目的

第204回国会において政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が一部改正され、国及び地方公共団体は性的な言動等に起因する問題の発生防止に資する研修等を実施する施策を講ずる旨の規定が追加された。

令和2年度において、内閣府男女共同参画局で行った「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」においては、議員活動や選挙活動中に、全体の42.3%の議員がハラスメントを受けたと回答している。また、ハラスメントをなくすために有効な取組として、議会による「議員向け研修」が最も回答が多かった。

については、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021に基づき、内閣府は、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を令和3年度に作成する。

(参考) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

「候補者男女均等法」(政治分野における男女共同参画の推進に関する法律) (平成30年5月23日法律第28号)

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年6月16日法律第67号)による改正

1 目的(第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則(第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

基本原則にのっとり

3 責務等(第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 法制上の措置等(第5条)

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)、性的な言動等に起因する問題への対応(第9条)、人材の育成等(第10条)、その他の施策(第11条)

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行
※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日 可決・成立、同年6月16日公布・施行

(参考) 令和2年度障壁調査の概要

女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書 (概要抜粋)

令和3年3月
内閣府男女共同参画局

【調査の概要】

1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施(調査期間:令和2年12月25日~令和3年1月31日)。合計5,513人(男性3,243人、女性2,164人)から回答を得た(回収率54.6%)。

2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動(身近な人に話す、政治家に話を聞く等)をこしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施(調査期間:令和2年12月24日~令和3年1月31日)。合計994人(男性500人、女性494人)から回答を得た。

男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題についての回答のうち、女性の上位12項目は以下のとおり。男女の差が大きい項目は、「性別による差別やセクシャルハラスメント」、「議員活動と家庭生活(家事、育児、介護等)との両立」である。

【表1】議員活動を行う上での課題(「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目)

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活(家事、育児、介護等)との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。
※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為(注)を受けた**と回答している。その具体的な内容及びそれに対して有効と考える取組は以下のとおり。

【表2】議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為(女性の上位5項目)

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント(殴る、触る、抱きつくなど)	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可(全8項目の中から当てはまるものを全てを選択)。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表3】有効な取組(「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目)

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3%	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6%	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1%	52.0% (3位)

※全6項目について、実施主体(議会又は政党・会派)ごとに、それぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

(注)表2の5項目及び「投票、支持の見返りに何らかの行為を要求」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為(注)を受けた**と回答している。その具体的な内容等は以下のとおり。

【表4】立候補検討・準備中に受けたハラスメント行為(女性の上位5項目)

順位	項目	女性	男性
1	性別に基づく侮辱的な態度や発言	27.2%	11.4% (8位)
2	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	23.1%	24.5% (1位)
3	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	21.6%	14.1% (6位)
4	性的、もしくは暴力的な言葉(ヤジを含む)による嫌がらせ	20.4%	16.9% (4位)
5	投票、支持の見返りに何らかの行為を要求	18.5%	23.4% (2位)

※複数回答可(全8項目の中から当てはまるものを全てを選択)。※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表5】有効な取組(「有効」と回答した者の割合、全3項目)

順位	項目	女性	男性
1	選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置	49.6%	44.0% (3位)
2	有権者、支援者、議員への啓発や研修	47.8%	46.8% (2位)
3	監視機関の設置	46.8%	53.6% (1位)

※全3項目についてそれぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

(注)表4の5項目及び「身体的暴力やハラスメント(殴る、触る、抱きつくなど)」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

1. ハラスメント研修教材の作成に当たって

○ハラスメント事例の収集方法

内閣府において、令和3年10月14日（木）から11月14日（日）までの1ヶ月間、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象に、個人情報に関する事項について記載しないよう配慮をお願いした上で、議員活動や選挙活動中に、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例を収集した。

その結果、1,324件の事例が寄せられた。

2. ハラスメントの種類

厚生労働省が定めた3つのハラスメントに関する指針を踏まえ分類した。なお、当該指針で分類できないものについては、「その他」として分類。

1. パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③本人の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

※事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）を踏まえて分類

- (1) 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- (2) 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- (3) 人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- (4) 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- (5) 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- (6) 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

2. ハラスメントの類型

2. セクシュアルハラスメント

※事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）を踏まえて分類

- (1) 対価型セクシュアルハラスメント
職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、当該本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること。
- (2) 環境型セクシュアルハラスメント
職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じること。

3. マタニティハラスメント

※事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成28年厚生労働省第312号）を踏まえて分類

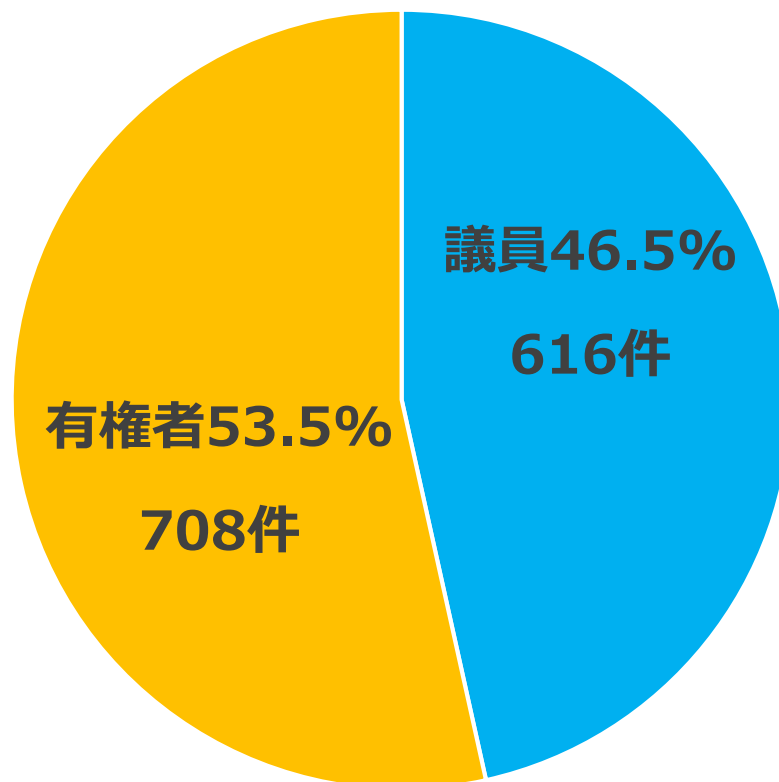
- (1) 制度等の利用への嫌がらせ型
産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの
- (2) 状態への嫌がらせ型
妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの

4. その他

上記1.～3.のいずれにも該当しないもの

3. ハラスメント事例調査結果

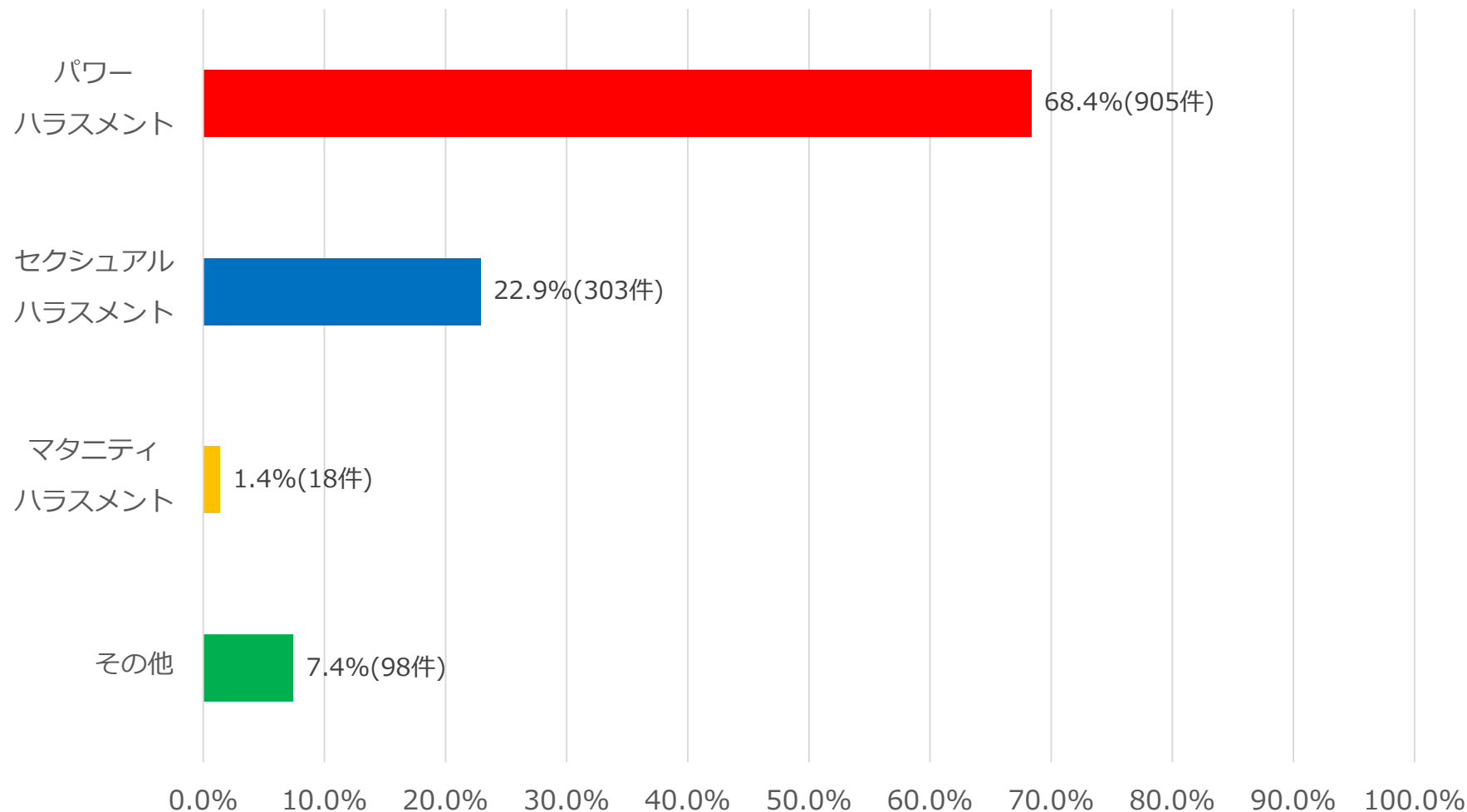
○ハラスメントの行為主体



※行為者が明らかでないものについて、当該行為の状況から判断したものも含む。

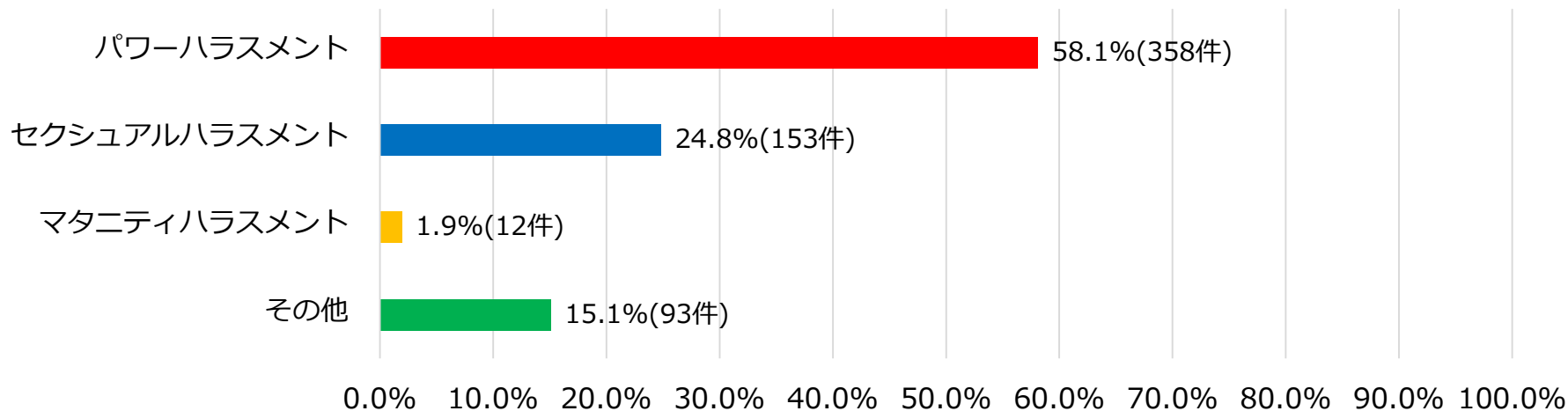
3. ハラスメント事例調査結果

○議員が受けたハラスメント事例

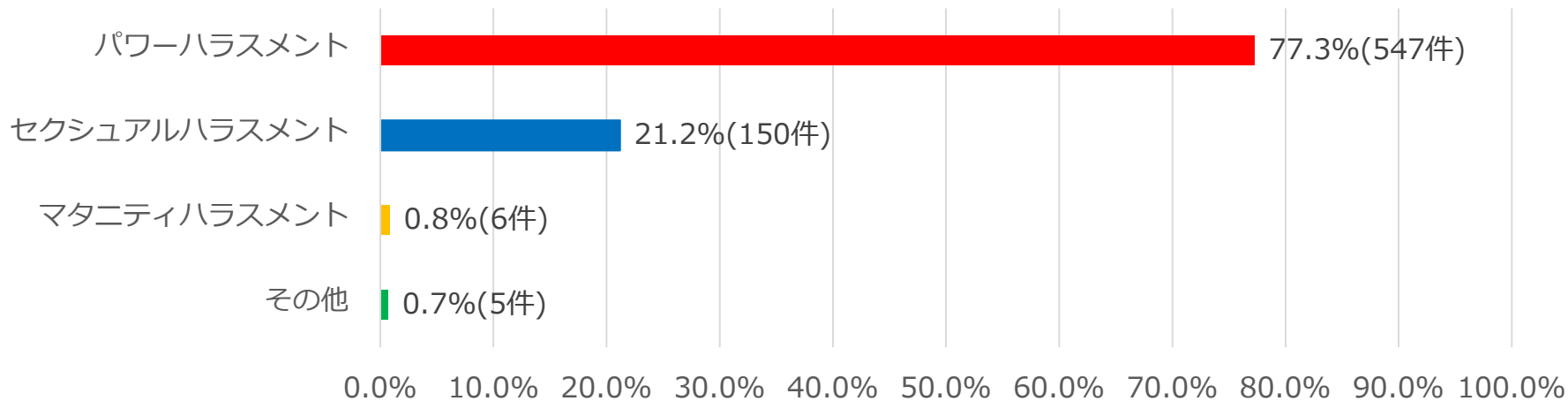


3. ハラスメント事例調査結果

○ 議員から議員へのハラスメント事例

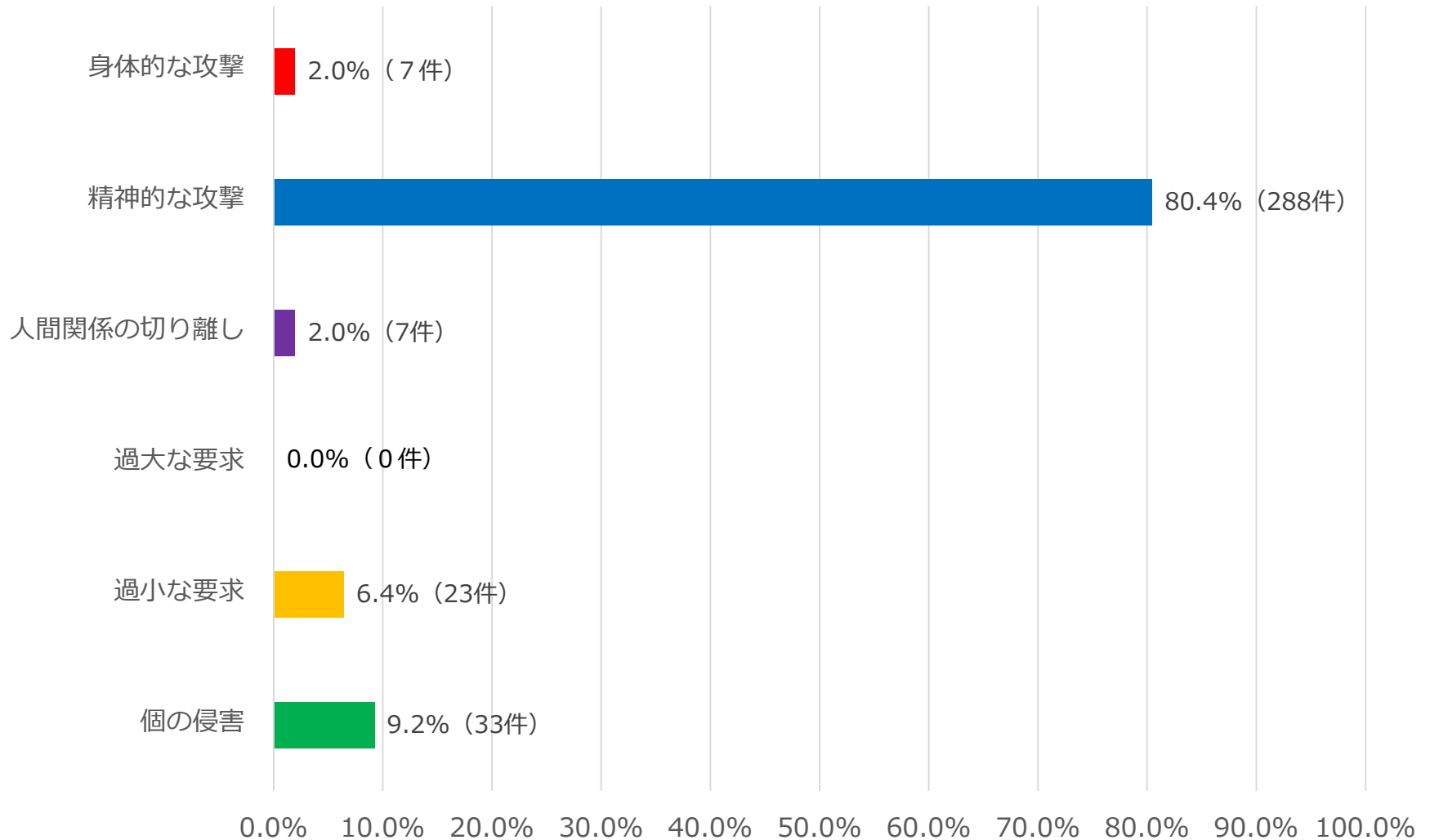


○ 有権者から議員へのハラスメント事例



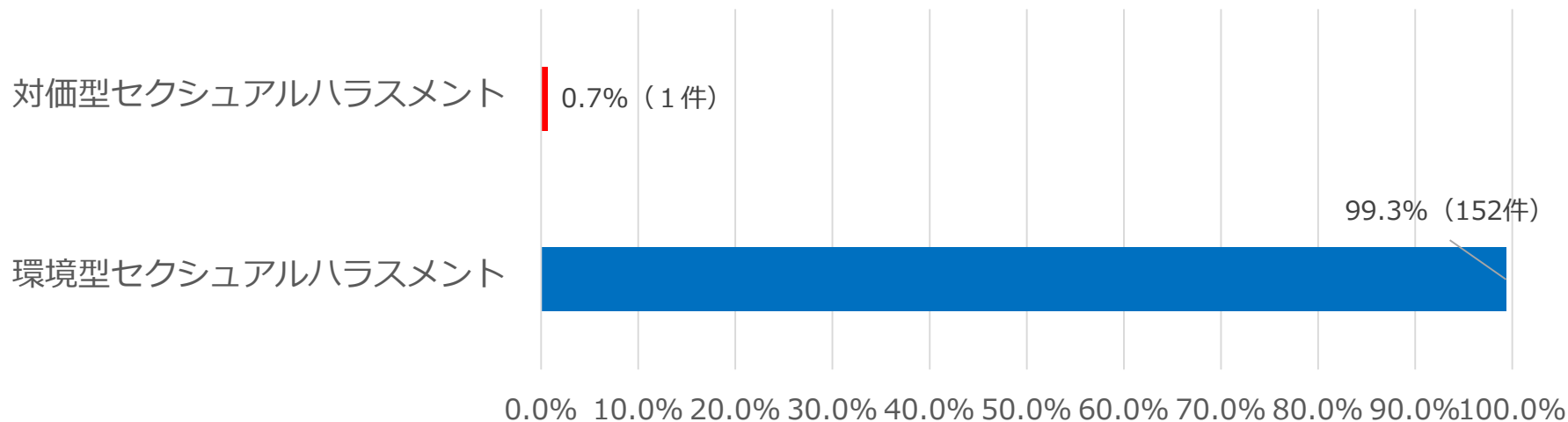
3. ハラスメント事例調査結果（議員から議員へのハラスメント）

（1）パワーハラスメント

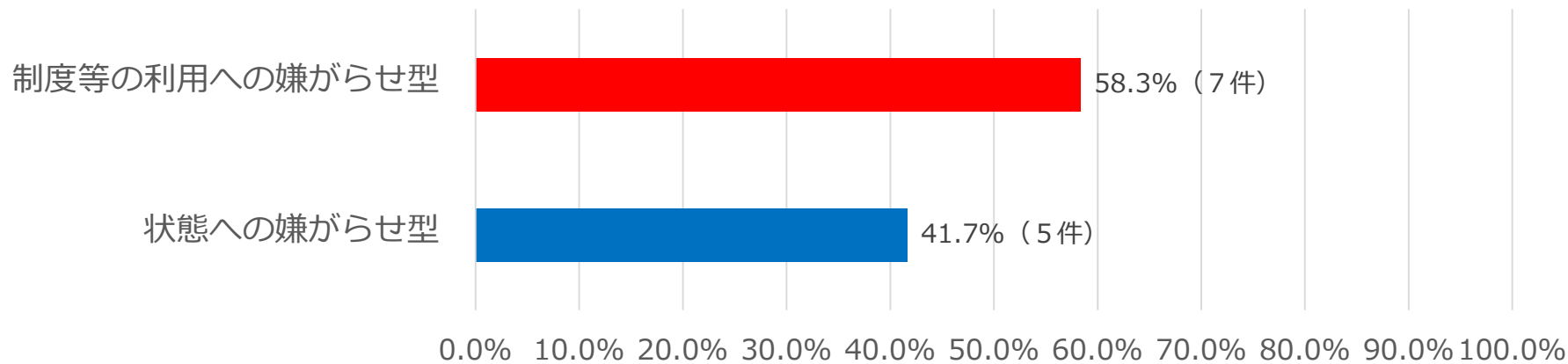


3. ハラスメント事例調査結果（議員から議員へのハラスメント）

（2）セクシュアルハラスメント

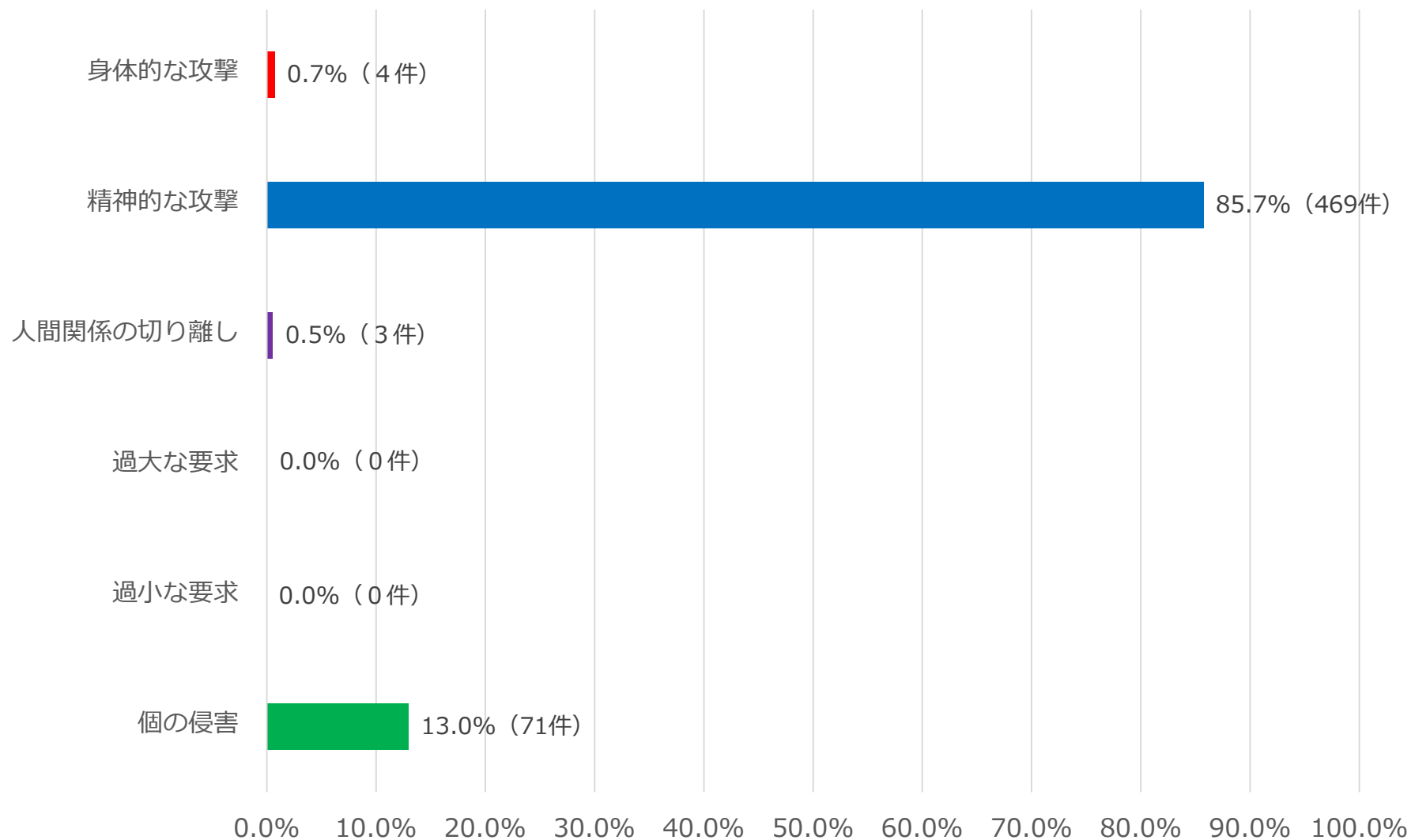


（3）マタニティハラスメント



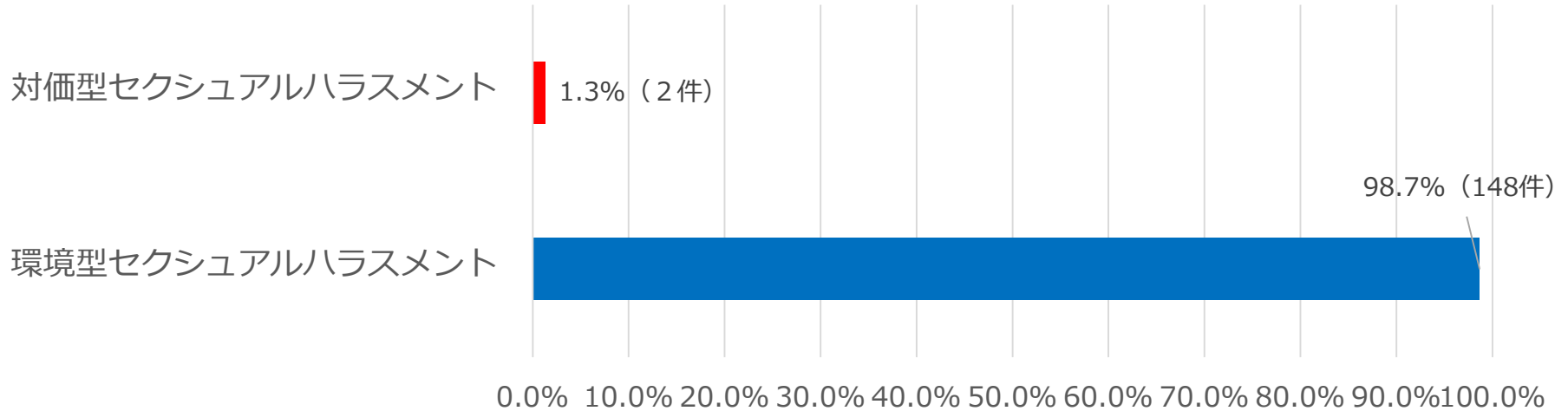
3. ハラスメント事例調査結果(有権者から議員へのハラスメント)

(1) パワーハラスメント

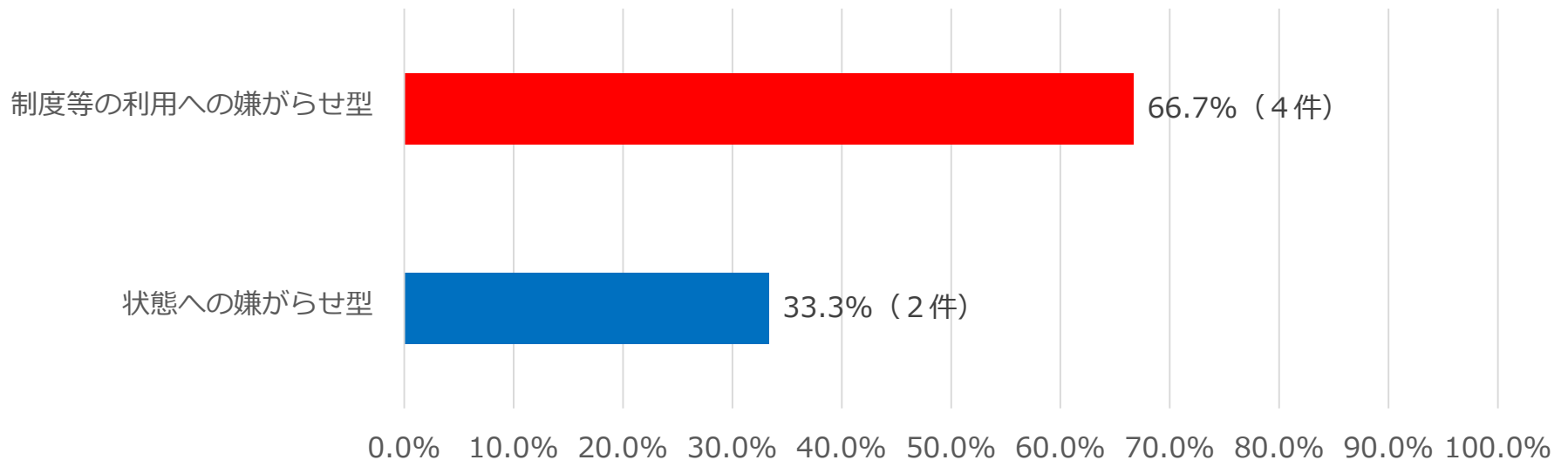


3. ハラスメント事例調査結果(有権者から議員へのハラスメント)

(2) セクシュアルハラスメント



(3) マタニティハラスメント



4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

（1）パワーハラスメント

①身体的な攻撃（暴行・傷害）

- ・胸ぐらをつかまれる。
- ・殴られる・殴り掛かられる。
- ・突き飛ばされる。

等

・具体例

- ・議会で質問に立った後、別会派の先輩議員から質問の内容が気に入らないとの理由で、人目のない場所で胸ぐらをつかまれた。
- ・街頭演説中に邪魔をしようとする他の議員から急に杖で体をつつかれる。
- ・個別の政治活動の内容を理由に、同会派の古参の議員から「勝手な行動はするな」と胸を殴られた。

等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

- ・ 大声で暴力的な言葉をいう。
- ・ 属性（性別、年齢、出身、学歴、外見等）に基づく誹謗中傷
- ・ 事実に基づかない噂話、陰口
- ・ 懇親会への参加や酒の酌の強要

等

・ 具体例

- ・ 意見の合わない先輩議員から「だからお前はダメなんだ」、「政治生命を絶たせてやる」等の罵声を激しく浴びせられた。
- ・ 男性議員から、「女は顔がよければ当選できる」、「女に政治は無理だ」、「男性だったらいいのに」、「周りからも評判が悪い」等の言葉を繰り返し浴びせられ、心労で体調に支障を来した。
- ・ 公職選挙法違反や不倫といったデマを流された。
- ・ 懇親会で「次の選挙に出る奴はお酌して回れ」と言われた。
- ・ 立候補を検討していた際に、当選回数が多い議員から、自分を支援する仲間の議員等に対して、自分を応援したら議員人生を終わらせる等の脅しや暴言を繰り返しなされた。

等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

- ・ 気に入らないことを理由に、仲間外れにして無視をする。
- ・ 同じ会派の活動から排除する。

等

・ 具体例

- ・ 初当選の議員に対し、政治的な立場が異なることを理由に、研修会や定例会の案内を出さず、議会活動をさせないようにする。
- ・ 地元の町内会等のイベントにおいて、恥をかかせるような場面をつくり、無視をする。

等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

④ **過大な要求**（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
該当なし

⑤ **過小な要求**（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない）

- ・ 誰でも遂行可能な仕事・作業をさせられる。
- ・ 議員活動に必要な情報を入れない。
- ・ 議会での質問に立たせない。

等

・ 具体例

- ・ これまでの慣習ということで、控室でのお茶汲みを女性議員にさせる。
- ・ 会派の中心議員と意見が異なることを理由に、必要な情報が共有されず、またすべての役職から外される。
- ・ 「新人議員は見習いだから黙って勉強しろ」、「一年生は後回しだ」と、議会での質問や発言の機会が奪われる。

等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・みんなの前でプライベートな事柄について執拗に話題にされる。
- ・家庭の環境や状況について干渉される。 等

・ 具体例

- ・ 議会関係者が集う飲食を伴う会合等において、年長の議員から、結婚していない理由や離婚の理由等の私的な事柄について、対応に困るほどしつこく問われる。
- ・ 少子化対策や子育て支援について議論をしていると、「議員をやめて結婚する方が幸せだよ」、「まずは子供を産んだら」と、婚活や妊活への強いプレッシャーをかけられる。
- ・ 政治活動で遅くなった際、「早く帰って子どもの世話や夕飯の用意をしないとだめじゃないか」、「旦那はかわいそうだ」と言われる。 等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

（2）セクシュアルハラスメント

① **対価型セクシャルハラスメント**（職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること）

・ 性的な言動に対する反応や対応に不満を持ち、報復的に不利益を被らせる。等

・ 具体例

・ 産休の規定整備を提案した議員に、「出産予定か？」とニヤニヤしながら聞いた議員が謝罪することになったが、その後執拗ないじめを行った。等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

②環境型セクシャルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じる）

- ・抱きつく、お尻を触る。
- ・卑猥な言動を発する。
- ・チークダンスや、手を肩に回してカラオケのデュエットを強要する。
- ・女性の身体に関する揶揄

等

・具体例

- ・懇親会等で寄ってきて、酔った勢いで体を触り、周りもその場の雰囲気流されて注意等をしない。
- ・控室において、下ネタを大声で言いながら、周りの反応をみて笑っている。
- ・女性議員が同じ会派の男性議員に対して無理やり体を密着させる。
- ・酒席の大勢の前でチークダンスを強要し、胸などを触られる。
- ・閉経しているか尋ねたり、そうであれば、もう女ではないなと笑う。

等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

(3) マタニティハラスメント

① 制度等の利用への嫌がらせ型（産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの）

- ・ 産前産後休暇の取得について誹謗される。
- ・ 産休中に議会への出席を求められる。 等

・ 具体例

- ・ 会議規則で産休等が認められている中、産休中に、特定案件の採決に際し、「議員として採決に出てこられないのはいかがなものか」と言われ、議会への出席を強要される。 等

② 状態への嫌がらせ型（妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

- ・ 任期中に妊娠したことにより、批判を受ける。
- ・ 小さな子供がいて大変だろうということで、役職を外される。 等

・ 具体例

- ・ 妊娠中のつわりがひどく、会合を欠席すると「子どもを理由に欠席が続くと、この会派から外れてもらうよ」と脅される。 等

4. 主な事例（議員から議員へのハラスメント）

(4) その他

- ・ 議会での質問中の威圧的又は屈辱的な不規則発言をされる。
- ・ 委員会等で発言をさせないように圧力をかけたり、質疑中に退席や失笑等をされる。等

・ 具体例

- ・ 本会議で質問中に、「何様だと思っているんだ」「女は、黙っとけ」というヤジを激しく飛ばされる。
- ・ 当選回数が多く声の大きい男性議員から、少数会派の女性議員が繰り返しヤジを受け、その恐怖から議会での発言がしづらくなる。
- ・ 同一会派内で政策の方向性を議論している際、年長議員から「反対するなら退会しろ」と恫喝されるなど、威圧的な圧力をかけられる。等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

（1）パワーハラスメント

①身体的な攻撃（暴行・傷害）

- ・手をひっぱられる。
- ・殴り掛かれる。

等

・ 具体例

- ・街頭演説中で、自らの陣営の運動員も他の事に気を取られている際に、有権者から握手を求められ、それに応じたら手を急に強く握られたり、大きな力で引っ張られたりする。
- ・正面から歩いてきて、突然罵声を浴びせられ、暴力を振るわれる。

等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

- ・ 匿名によるSNSやメール、電話での嫌がらせ
- ・ 投票の見返りに不条理な要求をされる。
- ・ 年齢や性別、当選回数に基づく誹謗中傷
- ・ 個人情報勝手に使用した嫌がらせ

等

・ 具体例

- ・ 自宅に繰り返し電話をされ、「税金泥棒だ」「24時間対応できないなんて、議員失格だ」と言われる。
- ・ 選挙中にプライベートな事柄（人間関係、宗教等）でネットにデマを流されたり、家族や兄弟のことで嫌がらせを受ける。
- ・ 投票したのだからと、違法のおそれのある行為等を迫られる。
- ・ 初めて当選した若い議員に対し、「若造が、政治をなめるな」「若いくせに偉そうだ」と言われる。
- ・ 勝手に通販の注文をされ、注文していない商品が大量に届く。
- ・ 幾度にもわたり、執拗に食事の誘いや交際等を迫られる。

等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

・無視される。

等

・ 具体例

- ・挨拶をしても聞こえないふりをして、あからさまに自分の存在を無視する。
- ・年配の男性から、他の男性の議員とは明らかに差をつけた対応をされ、名刺も受け取ってくれない。

等

④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害） 該当なし

⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない） 該当なし

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・ 無断で個人情報公開される。
- ・ つきまとわれ、盗撮等をされる。
- ・ 私的な事項について、しつこく質問されたり、批判される。 等

・ 具体例

- ・ 自宅の電話番号や住所等の個人情報をSNS上に無断で公開される。
- ・ 結婚や出産等への強いプレッシャーを受ける。
- ・ 異性との交際関係等を暴露される。
- ・ 家族や友人のプライベートな事項について聞かれたり、批判されたりする。 等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

（2）セクシュアルハラスメント

① **対価型セクシャルハラスメント**（職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること）

・ 投票の対価に性的な行為を要求する。

等

・ 具体例

・ 投票するからと交際を強要される。断ると投票しないなどと脅される。

等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

②環境型セクシャルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じる）

- ・街頭演説中に体を触られたり、抱きつかれたりする。
- ・容姿・体型に関する揶揄や、性的な暴言・メールをされる。
- ・性的な関係を迫られる。

等

・ 具体例

- ・選挙活動中に支援者から体を触られたり抱きつかれたりする。
- ・ヌード写真や有権者本人の性生活についてメールで繰り返し送りつけられる。
- ・当選させたのは俺のおかげだからと無理やりキスをしたり、身体接触を求められる。
- ・ポスターにわいせつな内容を書き込まれる。

等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

(3) マタニティハラスメント

① 制度等の利用への嫌がらせ型（産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの）

- ・産休により、仕事をしてないとデマを流す。 等

・ 具体例

- ・産休を取得したことにより、仕事をしない議員というデマを選挙中に流された。
- ・妊娠・出産で公務を休んだ際、有権者から、「選挙のない年だったら妊娠・出産しないだろう」と言われた。 等

② 状態への嫌がらせ型（妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

- ・議員が妊娠していることに疑問を投げかけられる。
- ・出産直前まで働くよう求められる。 等

・ 具体例

- ・次の選挙にも立候補したいなら、妊娠している場合かと非難される。
- ・妊娠は病気じゃないから、陣痛がくる直前まで働くべきと言われる。 等

4. 主な事例（有権者から議員へのハラスメント）

（4）その他

- ・ 議会中や街頭演説中のヤジ

等

・ 具体例

- ・ 傍聴席に、反対の立場の他議員の支援者が大勢でやってきて、一人の女性議員に対して罵声を浴びせて圧力をかけたり、本会議の進行を邪魔した。
- ・ 選挙期間中の街頭演説において、「美人だから票が入ると思うなよ」とヤジられた。

等

（注）「4. 主な事例」において類型ごとに記載した具体例については、回答のあった事例を基に、個人情報特定されないよう配慮した記載をしている。

5. 動画教材の全体構成イメージ（案）

(1) ハラスメントとは

- ・ ハラスメントの定義、各類型の説明

(2) 今般の調査結果を踏まえた傾向や事例の紹介

- ・ 政治分野におけるハラスメントの傾向
- ・ 各類型ごとに具体的な事例を紹介

今回寄せられた政治分野におけるハラスメント事例を踏まえ、件数が多かった類型を中心に、具体的なストーリーにして事例を紹介

(3) 政治分野におけるハラスメントを防止するための取組

- ・ ハラスメントを防止又は解決するためにどのような取組が必要かつ有効か
- ・ 地方議会や地方自治体における取組事例の紹介

6. 検討事項

- (1) ハラスメント教材の全体の構成の在り方**
- (2) ハラスメント教材において紹介する事例の選定に当たって留意すべき事項**
- (3) 各類型のハラスメントについて防止又は解決を図るために国及び地方公共団体において必要かつ有効な施策・取組**